

競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保水管理、農地等の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等の実施に当たっては、水田やため池等を生かした流域治水の取組や農村景観形成を推進。

事業の概要

■事業主体等 都道府県等

■対象事業 水利施設整備事業、農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業 等

■国庫負担率 1/2等

■水田やため池等を生かした流域治水



出典：農地・農業水利施設を活用した主な流域治水対策の支援事業（令和6年4月）農林水産省農村振興局
https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/kurasi_agwater/attach/pdf/ryuui_kisui-73.pdf

農業農村整備事業の実施における農村景観形成



整備済水田と散居集落



区画整理後の棚田



遊水池法面への植栽

出典：農業農村整備事業における景観配慮の技術指針（平成30年5月）農林水産省農村振興局
https://www.maff.go.jp/j/nousin/keityo/kankyo/keikan_shishin.html

問合せ先

農林水産省 農村振興局 設計課
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/>

TEL : 03-3502-8111（内線：5515）

29 森林整備事業、農山漁村地域整備交付金

森林の有する多面的機能の発揮に資するため、植栽、下刈り、間伐、路網整備等を実施

支援メニュー

■交付対象事業・取組

森林整備事業、農山漁村地域整備交付金

例 植付け、下刈り、除伐、間伐、人工林の広葉樹林化、路網整備 等

■補助対象

都道府県、市町村、森林組合等

国費率：森林整備事業1/2、3/10等、農山漁村地域整備交付金1/2等

対象地域：全地域

■要件

- | | | |
|-----------|--------------------|----------------------|
| 造林に関する事業： | 1. 施行地の面積が0.1ha 以上 | 2. 森林経営計画を策定していること 等 |
| 林道に関する事業： | 1. 地域森林計画に記載された林道 | 2. 林道規程に規程する自動車道 等 |

内容の例



植付け



下刈り



人工林の広葉樹林化



鳥獣被害対策*



除伐



間伐



荒廃竹林整備*



路網整備

* 植付けや間伐等と一体的に行うものに限る

適切な森林整備の取組



問合せ先

林野庁 森林整備部整備課 TEL : 03-6744-2303

森林整備事業 https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/

農山漁村地域整備交付金

https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html

※農林水産省では、全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の実践を要件化する「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」（愛称：みどりチェック）を令和9年度から本格実施することとしており、令和6年度より試行実施しています

保安林等において荒廃地等の復旧整備等や公益的機能の高い森林の整備・保全を実施

支援メニュー

■補助対象事業・取組

治山事業、農山漁村地域整備交付金 例 治山ダムにおける魚道設置 等

■補助対象

都道府県 国費率：1/2 対象地域：全地域

■要件

○治山事業費補助、復旧治山事業等 荒廃山地等の復旧整備

1. 全体計画7,000万円以上 2. 一定の要件を満たすもの 等

○農山漁村地域整備交付金、予防治山事業等 荒廃危険地の崩壊等の予防等

1. 年度計画800万円以上 2. 一定の要件を満たすもの 等

活用事例

地域 北海道興部町
事業主体名 北海道 年度 2013 (H25)

荒廃渓流の復旧整備と併せ、オホーツク海より回遊してくるサクラマスがスムーズに遡上できるよう、既設治山ダムの周辺に形成された溪畔林を存置しながら渓流の線形に沿って魚道（引込型魚道）を整備した①。魚道を整備後、既設治山ダム上流では、サクラマス等の遡上が確認されている②。



①引込型魚道による生息環境の確保



②治山ダム上流に遡上したサクラマス

地域 北海道勇払郡むかわ町
事業主体名 北海道 年度 2021 (R3)

渓流の安定を保ちつつ、魚類等の生育環境の拡大を図るため、既設治山ダムに魚道（張り出し・引込型魚道）を整備した③。魚道を整備後、既設治山ダム上流では、ヤマメ等の遡上が確認されている④。



③張り出し・引込型魚道による生息環境の確保



④治山ダム上流に遡上したヤマメ

問合せ先

林野庁 森林整備部治山課 TEL：03-6744-2308

治山事業 https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_3.html

農山漁村地域整備交付金

https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html

※農林水産省では、全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の実践を要件化する「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」（愛称：みどりチェック）を令和9年度から本格実施することとしており、令和6年度より試行実施しています

31 みどりの食料システム戦略推進交付金

環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル的取組の横展開や有機農業の取組拡大、地域資源の循環利用を図る取組を支援。

支援メニュー

■交付対象事業・取組

- ①グリーンな栽培体系加速化事業：「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援
- ②有機農業拠点創出・拡大加速化事業：生産から消費まで一貫して有機農業を推進する拠点（オーガニックビレッジ）の創出を支援（②-1）するほか、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援（②-2）

■交付対象

- ①協議会、都道府県、市町村、農業協同組合
- ②-1：市町村、協議会（市町村を含む） ②-2：協議会（都道府県を含む）等

■要件

- ①栽培体系の転換に向けた技術検証及び新たな栽培体系の普及に向けた栽培マニュアル・産地戦略（ロードマップ）の策定等を行うこと
- ②-1 地域における有機農業の取組方針等を定めた有機農業実施計画の策定、その実現に向けた取組及びみどりの食料システム法に基づく特定区域の設定に向けた取組を行うこと 等
- ②-2 域内の代表的な有機栽培体系1つ以上について、経営指標を作成のうえ、域内各地域に適用可能な経営・技術指導マニュアルを作成すること 等

活用事例

地域 宮城県大崎市

団体名 大崎市有機農業・グリーン化推進協議会
年度 2022（R4）～2024（R6）

世界農業遺産「大崎耕土」の豊かな自然環境を維持しつつ将来にわたって持続可能な農業を地域に定着させるため、環境保全型農業を広く普及している。みどりの食料システム戦略と協調し、地域に適したグリーンな栽培体系を検証するため、交付金を活用し、当地に適した栽培実証を行っている。

水稻の有機栽培においては、除草と水管理が大きな課題となるため、自動抑草ロボットを活用した除草①や、水管理システムを活用した水田の見回り作業の省力化②などの検証に取り組んでいる。



①自動抑草ロボット
泥を巻き上げて、雑草の発生を抑制するロボット



②水管理システム
水田の水位等をいつでも確認し、遠隔で管理できるシステム

地域 栃木県小山市

団体名 小山市有機農業推進協議会
年度 2022（R4）～2024（R6）

小山市では、生物多様性に配慮した持続可能な地域農業の発展③と、都市環境と田園環境の調和のとれた田園環境都市の実現に向け、生産者から消費者までが一体となった有機農産物等の生産拡大④や学校給食への導入⑤、オーガニックアンテナショップの開設⑥などを実施。



③飛来したコウノトリ



④有機稲作体験会



⑤有機米の学校給食への導入



⑥オーガニックアンテナショップ「ハレタラ」

問合せ先

農林水産省環境バイオマス政策課みどりの食料システム戦略グループ
TEL：03-6744-1865

※農林水産省では、全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の実践を要件化する「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」（愛称：みどりチェック）を令和9年度から本格実施することとしており、令和6年度より試行実施しています

32 環境保全型農業直接支払交付金

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援

支援メニュー

■交付対象事業・取組

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

- 全国共通取組 有機農業、堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除、炭の投入
- 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組。対象取組は都道府県により異なる。
- 取組拡大加算 有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた栽培技術の指導等を行う農業者団体に対して支援を実施
※令和6年度まで本交付金で支援していた長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等については、令和7年度から多面的機能支払交付金で支援。

■交付対象

- 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
国費率：定額 対象地域：農業振興地域内に存する農地又は生産緑地地区内に存する農地

■要件

- 主作物について、販売することを目的に生産を行っていること
- 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
- 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動を実施すること

活用事例

地域 新潟県佐渡市

団体名 佐渡トキの田んぼを守る会

年度 2015（H27）～

佐渡市では、2008年から「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を設けて、環境にやさしい農業の推進と佐渡米のブランド化に取り組んでいる①②。佐渡トキの田んぼを守る会は、トキが暮らせる自然の生命豊かな水田を守り育てるため2001年に設立された団体で、有機農業③及び江の設置④に取り組んでいる。

*江の設置 栽培期間を通じて常に湛水した状態にある溝（＝江）を、水田内に設ける取組。稲作のために夏期等に水田から一時的に水を落とす中干しの時期には、江がドジョウなど様々な生物の避難場所となる。



①水田に飛来したトキ



③有機圃場での除草の様子



②「朱鷺と暮らす郷」米としてブランド化



④江の設置

問合せ先

農林水産省 農産局農業環境対策課 TEL：03-6744-0499

URL https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html

※農林水産省では、全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の実践を要件化する「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」（愛称：みどりチェック）を令和9年度から本格実施することとしており、令和6年度より試行実施しています

33 多面的機能支払交付金

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るために地域共同で行う農地・農業用水等の地域資源の保全や農村環境の良好な保全に資する活動を支援

支援メニュー

■交付対象事業・取組

農業の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農用地、水路、農道等（地域資源）を適切に保管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援

○資源向上支払 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全*などの農村環境保全活動 等）等を支援

*「生態系保全」の取組例 生物の生息状況の把握、外来種の駆除、生物多様性保全に配慮した施設の適正管理、水田を活用した生息環境の提供、放流・植栽を通じた在来生物の育成、希少種の監視

■交付対象

○農業者等の組織する団体

国費率：定額

対象地域：農振農用地区域内の農用地または都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地

■要件

○活動組織（農業者等の組織する団体）を設立すること

活用事例

地域 愛知県安城市

団体名 榎前環境保全会

年度 2007（H19）～

「榎前環境保全会」では、水田の生物多様性を確保するため、水田魚道を設置し、河川－水路－水田の連続性を創出している①。また、水田魚道を活用して、子供たちが地域の農業や生きものの大切さを知るイベントを実施するとともに②、減農薬で栽培した米を「どじょうの育み米」として販売している③。



①水路と水田を結ぶ水田魚道



②水田魚道での生きものの調査



③「どじょうの育み米」水田

地域 滋賀県東近江市

団体名 東近江市農村まると保全広域協定運営委員会

年度 2007（H19）～

「魚のゆりかご水田協議会」では、琵琶湖の固有種であるニゴロブナ等が水田へ遡上できるように、水路に魚道を設置することで、水田を繁殖の場として活用④。また、地元小学校による水田魚道の見学や他県からの体験学習の受入れなどを通じて、環境教育の場を提供している⑤⑥。さらに、滋賀県から「魚のゆりかご水田米」の認証を受けるなどブランド化を図っている⑦。



④集落総出で魚道を設置



⑤水田魚道の見学



⑥小学生を交えた環境教育



⑦「魚のゆりかご水田米」のロゴマーク

問合せ先

農林水産省 農村振興局農地資源課 TEL：03-6744-2197

URL https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

※農林水産省では、全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の実践を要件化する「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」（愛称：みどりチェック）を令和9年度から本格実施することとしており、令和6年度より試行実施しています

34 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む組織の確保・育成、「半林半X」も含めた活動の実践を支援

支援メニュー

■交付対象事業・取組

- 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援（「地域活動型」）
- 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援（「複業実践型」）

■交付対象

- 地域住民、森林所有者、法人等により構成される活動組織（各都道府県の地域協議会（都道府県、市町村、関係団体等で構成）が活動組織に交付）

国費率 定額、1/2以内、1/3以内 対象地域 全地域

■要件

- 森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林における活動であること
- 3年間の活動計画を作成していること 等

事業イメージ

「地域活動型」



地域住民等が連携し里山林の整備及び森林資源を活用する活動への支援



地域住民等が連携し里山林の整備及び竹林資源を活用する活動への支援

「複業実践型」



半林半X等により本格的に森林資源を活用する活動への支援



地域住民等による森林整備（イメージ）



目標に応じて行うモニタリング調査（イメージ）



作業による改善（イメージ）

問合せ先

林野庁 林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室 TEL : 03-3502-0048
URL <https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

35 漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金

多面的機能の一つである環境・生態系の保全機能として藻場・干潟・内水面等の維持を図るために漁業者等が行う活動を支援

支援メニュー

■交付対象事業・取組

水産多面的機能発揮対策事業 環境生態系保全

例 干潟等の保全、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全 等

■交付対象

- 漁業者等により構成される活動組織
- 都道府県、市町村及び漁業者団体等からなる地域協議会（地域協議会は活動組織に交付）
国費率：定額 対象地域：全地域対象

■要件

- 活動組織の行う活動内容が本対策の趣旨に沿っていること 等

活用事例

地域 滋賀県東近江市

団体名 愛知川清流会

年度 2013（H25）～

愛知川（えちがわ）は、アユの川として全国に名を知られていたが、水が干上がるなどの問題によってアユは大きく減少した。そこで、きれいな川辺・豊かな川を取り戻そうと、漁業者や地域住民が中心となって草木伐採①や清掃活動②③を行っている。

また、子どもたちにかかるさとや自然を体感し、郷土を大切に作る心や環境について考え・行動する力を身につけてもらうため、地元小学校と連携し、川を良く知る漁業者等が見守る中で、川で遊び・学ぶ学習会（水生昆虫調べ④、魚類調べる体験⑤⑥等）を行っている。子どもたちが元気に笑い、川で学習する姿は、活動へのモチベーションの維持にもつながっている。



①草木伐採



②ゴミ拾い



③ゴミの分別



④水生昆虫採集



⑤魚類の観察、座学



⑥採集した魚類の水槽展示

問合せ先

水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課

TEL：03-3501-3082

※農林水産省では、全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の実践を要件化する「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」（愛称：みどりチェック）を令和9年度から本格実施することとしており、令和6年度より試行実施しています

36 水産環境整備事業

水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進。漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施。

支援メニュー

■交付対象事業・取組

1. 利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場施設の整備

例 魚礁（浮魚礁含む）、増殖場（着定基質、湧昇流漁場等）、養殖場（消波施設、区画施設等）

2. 水域環境保全のための事業

例 堆積物除去、底質改善（浚渫、耕うん、覆砂等）、作渚、藻場干潟の整備等

■補助対象

地方公共団体等 国費率：1/2等 対象地域：全地域

■要件

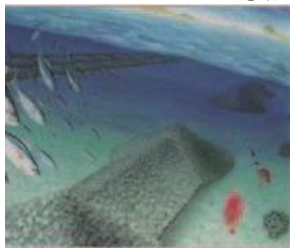
1. について 計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの、事業規模等が一定の要件を満たすもの 等
2. について 計画事業費が一事業につき5千万円（市町村、漁協等が行う事業は、1千万円）を超えるもの、事業規模等が一定の要件を満たすもの 等

内容の例

漁場施設の整備



① 魚礁の設置



② 湧昇流漁場の造成



③ 消波施設の整備

水域環境保全のための事業



④ 藻場の造成



⑤ 堆積物の除去



⑥ 覆砂



水産生物の生活史に対応した漁場整備の推進

問合せ先

水産庁 漁港漁場整備部計画・海業政策課 TEL : 03-6744-2387

URL http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub40.html

※農林水産省では、全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の実践を要件化する「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」（愛称：みどりチェック）を令和9年度から本格実施することとしており、令和6年度より試行実施しています